

補助金を申請される方向け

平成26年度補正予算  
地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金  
(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)

公募概要

この「公募概要」には、申請書等の申請時に必要となる申請書式がついておりません。  
今後、公募開始までに申請書式をつけた「公募要領」を公開する予定です。  
申請の際には必ず、「公募要領」にて要件、申請方法や申請書式についてご確認ください。

平成27年2月

## 補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」をよくご理解の上、また以下の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
- ② SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
  - ※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。
  - ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
  - ※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(平成二六年七月九日財務省令第五五号)」に準ずる。
- ④ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑤ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただきます。併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑥ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

# 平成26年度補正予算 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金について

本補助金には主に以下の2事業が含まれています。検討している省エネルギー事業の内容を勘案して、補助事業を選んでください。

本公募概要は、最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業(以下、「A類型」という)の説明になります。

## ● 最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業(A類型)

最新モデルかつ、一代前のモデルと比較して年平均1%以上の省エネ性能が向上していることが確認できる機器等に対して補助を行う。(詳細は次ページ以降を参照)

### 【主なポイント】

- ・ A類型は性能証明書が発行された機器等を導入する事業であるため、下記の地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業の申請で必要とされる省エネ計算や様式などの一部が省略できる。
- ・ 補助対象経費は「補助対象機器等の購入費」のみである。

(参照ホームページ) [https://sii.or.jp/category\\_a\\_26r/](https://sii.or.jp/category_a_26r/)

## ● 地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業(以下、「B類型」という)

工場・オフィス・店舗等の省エネや電力ピーク対策、エネルギーマネジメントに役立つ既存設備等の改修・更新が対象。省エネ効果については事業所単位で一定以上の省エネ効果やピーク対策効果が達成できる事業に対して補助を行う。(詳細はB類型の公募要領を参照)

(参照ホームページ) [https://sii.or.jp/category\\_b\\_26r/](https://sii.or.jp/category_b_26r/)

### 《A類型とB類型の比較》

	最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業 (A類型)	地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業 (B類型)
補助対象者	事業を営んでいる法人及び個人事業主	事業を営んでいる法人及び個人事業主
補助対象経費	補助対象機器等の購入費のみ	設計費・設備費・工事費等
補助率	1/3以内(中小企業、エネルギー多消費企業は1/2以内)	通常事業 1/3以内(中小企業、エネルギー多消費企業は1/2以内) エネマネ事業者を活用する場合 1/2以内(中小企業、エネルギー多消費企業は2/3以内)
補助金上限・下限	上限:1.5億円(1事業者あたり) 下限:50万円(1事業所あたり) ※1事業者につき申請は1回まで。	上限:50億円(1申請あたり) 下限:100万円(1申請あたり)
省エネに関する要件	最新モデルかつ、一代前のモデルと比較して年平均1%以上の省エネ性能の向上が確認できる機器等。	工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修等により、一定以上の省エネ効果等が確認できること。 ※申請パターン毎の省エネ効果等の詳細は、B類型の公募要領を参照。
申請スキーム	随時申請、随時採択	一定の申請期間後、一括で採択発表
申請から採択までの期間(目安)	約2~4週間(申請状況により異なる)	公募締切後、約2ヵ月
事業期間	単年度	単年度
エネマネ事業者の活用	活用できない	活用できる
SIIに登録された証明書発行団体の性能証明書	必要	不要

同一事業所において(A類型)と(B類型)両事業への申請は不可。  
(A類型)と(B類型)ともに生産性向上設備投資促進税制との併用は不可。

# 目次

1. 事業の内容	4
1-1 事業目的	5
1-2 事業名称	5
1-3 予算額	5
1-4 補助対象機器等	5
1-5 補助対象となる事業	6
1-6 補助対象事業者及び申請単位	6
1-7 補助対象経費	7
1-8 補助率及び補助金限度額	7
1-9 補助事業期間	9
1-10 事業全体のスキーム	9
1-11 事業の全体スケジュール	10
2. 交付申請～交付決定	14
2-1 事業の基本フロー	15
2-2 公募	16
2-3 交付申請の準備	16
2-4 交付申請	17
2-5 審査及び交付決定	21
3. 事業開始～補助金交付	22
3-1 事業の基本フロー	23
3-2 補助事業の開始及び事業完了	24
3-3 完了報告	25
3-4 補助金額の確定及び補助金交付	29
4. 資料	32
別紙1 補助対象カテゴリー表	33

# 1.事業の内容

### 1-1 事業目的

わが国では、省エネルギー機器等の導入や適切なエネルギー管理の推進等により、世界的にも高い省エネルギー水準を達成している。しかしながら、東日本大震災以降の電力価格の高騰やエネルギーコストの上昇による市場経済への影響が発生しており、更なる省エネルギーの推進を図ることが喫緊の課題となっている。

本事業は、地域の工場やオフィス、店舗等において、エネルギー削減効果が確認できる最新モデルの省エネルギー機器等を導入する際に、「地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)交付規程」に基づき、導入機器等の費用の一部を補助する制度である。

### 1-2 事業名称

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金  
(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)

### 1-3 予算額

800億円程度

※「地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業(B類型)」の採択金額により上限額が変動する。

※ 交付決定額の合計が予算額に達した場合、公募期間内であっても申請の受付を終了することがある。

※ 交付申請は、私書箱到着分を以て、予算額を超えることが確実となった日(超過日)を基準日として、その前日の到着分までを受け付ける。超過日到着分と以降の到着分は不受理とする。

※ 応募状況により予算額を超える見込みとなった場合は、SIIホームページにおいて予算額の残りを表示する等の措置を行う。

### 1-4 補助対象機器等

以下の要件を満たす機器等であること。

その証明として、SIIに登録された証明書発行団体から予め性能証明書の発行を受けていること。

※ 証明書発行団体とは、製造メーカー等からの申請に基づき、本事業で定めた最新モデル省エネルギー機器等の要件について審査を行い、その要件を満たす機器等に対して性能証明書の発行を行う機関として、予めSIIに登録された団体のこと。

#### (最新モデル省エネルギー機器等の要件)

- ・ 別表1「補助対象カテゴリー表」に記載のある機器等であること。
- ・ 最新モデルの省エネルギー機器等であること。
- ・ 同一製造メーカー内の一代前のモデルとの比較において、年平均1%以上省エネルギー性能が向上していること。  
 ※ 最新モデルとは、2005年1月1日以降に発売が開始され、かつそれ以降に新たな同モデルの機器等が発売されていないことをいう。

※別表1「補助対象カテゴリー表」に記載のある機器等であっても次に掲げるものは補助対象外とする。

- ① 船舶及び航空機並びにその付属設備。
- ② 車両・運搬具(乗用自動車、貨物自動車、フォークリフト等)並びにその付属設備。
- ③ 建設機械並びにその付属設備。
- ④ テレビジョン受信機、複写機、電子計算機(制御装置の一部となっているものは除く。)、磁気ディスク装置、ビデオテープレコーダー、ストーブ、ガス調理機器、電気便座、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダー、プリンター。
- ⑤ 消耗品(光源単体等)。
- ⑥ 制御装置、分析装置、検査装置、調整装置等についての単独導入。
- ⑦ 屋外で使用される照明器具(街灯、広告、看板等に用いられる照明器具)。
- ⑧ 蓄電池、売電目的の発電設備。
- ⑨ その他省エネ法に基づく指針である「特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」及び「特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」上、明らかに想定していない設備(太陽光発電設備等の再生可能エネルギー源を用いて発電を行う発電設備等)。

### 1-5 補助対象となる事業

申請する事業者が日本国内で既に事業活動を営んでいる既築の工場・事業場・店舗等(以下「事業所」という。)において、補助対象機器等へ置き換える又は補助対象機器等を新設する事業であること。

※ 新たに事業活動を開始することを目的とした事業所への機器等の導入は補助対象外とする。

ただし、増築・改築等の際の機器等の導入は対象とする。

### 1-6 補助対象事業者及び申請単位

#### (1) 補助対象事業者

以下の全ての要件を満たす事業者を補助対象事業者とする。

- ① 事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。
- ② 原則、本事業により新たに補助対象機器等を設置・所有しようとする事業者。
- ③ 補助事業の遂行能力を有し、法定耐用年数の間、導入機器等を継続的に維持運用できること。
- ④ 導入した補助対象機器等に関する使用状況等についてSIIが調査を行う場合、協力できること。

※ 個人事業主は、青色申告者であり、税務代理権限証書の写し又は税理士・会計士等による申告内容が事実と相違ないことの証明(任意様式)を提出できること。

※ リース事業者やESCO事業者等の共同申請者を含む。補助対象となる機器等は、原則として、最長の処分制限期間(法定耐用年数の間)使用することを前提とした契約とすること。

⇒詳細は「補足① リース等のサービスを利用して補助事業を行う場合」を参照(P. 11)

#### (2) 申請単位

原則、エネルギー管理を一体で行う事業所とする。

ただし、同一の事業者が所有する複数の事業所において補助事業を実施する場合、複数の事業所をまとめて申請することができる。

⇒詳細は「補足② 申請単位の基本的な考え方」を参照(P. 12)

#### (3) 申請回数

同一の事業者は、本事業期間において原則1回のみ申請をすることができるものとする。

※ 共同申請者となるリース事業者、ESCO事業者等は、この限りではない。

#### 【他の国庫事業等との重複について】

- ① 同一事業所においてA類型とB類型両事業への申請はできない。

なお、同一事業者の申請であっても、異なる事業所の申請であればA類型とB類型の両事業へ申請することができる。

- ② 本補助金と、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の併用はできない。

- ③ 本補助金と、エネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)及び生産性向上設備投資促進税制の併用はできない。

その他の税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせのこと。

## 1-7 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象機器等の購入費のみとする。

- ※ 据付費、工事費、設計費、消費税、その他諸経費は含まない。
- ※ 固定資産課税台帳に記載する範囲の内、機器等の費用として管理される部分を対象とする。
- ※ 機器等の設置に伴う配線、配管については原則、補助対象外とする。

以下の経費については補助対象外とする。

- ① 工事費 既設機器等の撤去や除却、あるいは補助対象機器等の導入工事に要する経費
- ② 諸経費 補助対象に要するその他経費(工事負担金、管理費(旅費)、会議費等)等
- ③ 設計費 補助事業の実施に要する機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費等
- ④ SIIが補助対象外と判断した経費
- ⑤ 補助金交付決定以前に着手(発注・契約を含む)された経費
- ⑥ 消費税及び地方消費税

## 1-8 補助率及び補助金限度額

補助事業者が中小企業者(個人事業主、小規模事業者を含む)又はエネルギー多消費企業の場合の補助率は、補助対象経費の1/2以内とする。

補助事業者がその他事業者であって、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定(FIT減免認定)を受けた事業所の補助率は、補助対象経費の1/2以内とする。その他事業者であって認定を受けていない事業所の補助率は、1/3以内とする。

	中小企業者(個人事業主、小規模事業者を含む) 又はエネルギー多消費企業		その他事業者
事業所	すべての事業所	FIT減免認定を受けた事業所	その他の事業所
補助率	1/2以内		1/3以内

※ その他事業者の場合、事業所のFIT減免認定有無により、事業所毎の補助率となる。

※ リース事業者やESCO事業者等を利用して機器等を導入する場合、機器等を使用する事業者が中小企業者又はエネルギー多消費企業にあたるかによって、補助率を決定する。

本事業における補助額の上限額・下限額については、それぞれ以下の通りとする。

- ・ 1事業者あたりの補助金上限額:1.5億円
- ・ 1事業所あたりの補助金下限額:50万円

※ 補助対象経費に補助率を掛け合わせた補助額が上限を上回る場合、申請された事業が補助対象として認められれば、補助額の上限の範囲内で交付される。

### ■ エネルギー多消費企業の定義

売上高に対するエネルギーコストの割合が10%以上の企業。

### ■ FIT減免認定を受けている事業所

国が定める要件に該当し、再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免措置の適用を受けている事業所。



## ■ 中小企業者の定義

中小企業基本法第二条に準じ、下記の通り中小企業者を定義する。

業種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員
① 製造業、建設業、運輸業、その他 (ゴム製品製造業を除く)	3億円以下	300人以下
・ ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業 (以下を除く)	5千万円以下	100人以下
・ ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
・ 旅館業 (旅館業法 昭和23年法律第138号に規定する旅館業)	5千万円以下	200人以下
⑤ 以下の組合(構成員の2/3以上が中小企業である場合に限る) ・ 事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合 (中小企業等協同組合法 昭和24年法律第181号に規定する組合)  ・ 協業組合、商工組合、商工組合連合会 (中小企業団体の組織に関する法律 昭和32年法律第185号に規定する中小企業団体)  ・ 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (商店街振興組合法 昭和37年法律第141号に規定する組合)		

※業種は日本標準産業分類(第13回改訂)に基づく。

※「⑤」以外の業種については、資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

※複数の業種がある場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。

売上高が同じ場合には、「各事業の従業員数」から判断する。

ただし、「製造小売」は「小売業」に該当する。

※社会福祉法人、医療法人、NPO法人、宗教法人は上記基準を満たしていても中小企業者にはならない。

※「⑤」の組合には、LLP(有限責任事業組合)、市街地再開発組合、生活協同組合、農業協同組合等は含まれない。

※常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まれない。

※また、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

「みなし大企業」とは下記による

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者。
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。

「大企業」とは下記による

上記「中小企業者以外の事業者」のことを言う。ただし、中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規程する中小企業投資育成株式会社、廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成7年法律第47号)に規程する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)及び投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律90号)に規程する投資事業有限責任組合は「大企業」に含まれない。

(注)リース事業者やESCO事業者等を利用して機器等を導入する場合、機器等を使用する事業者が中小企業者又はエネルギー多消費企業にあたるかによって、補助率を決定する。

### 1-9 補助事業期間

#### (1) 交付申請受付期間(予定)

平成27年3月16日(月)～12月11日(金)16時(必着)

※ 交付決定額の合計が予算額に達した場合、公募期間内であっても申請の受付を終了することがある。

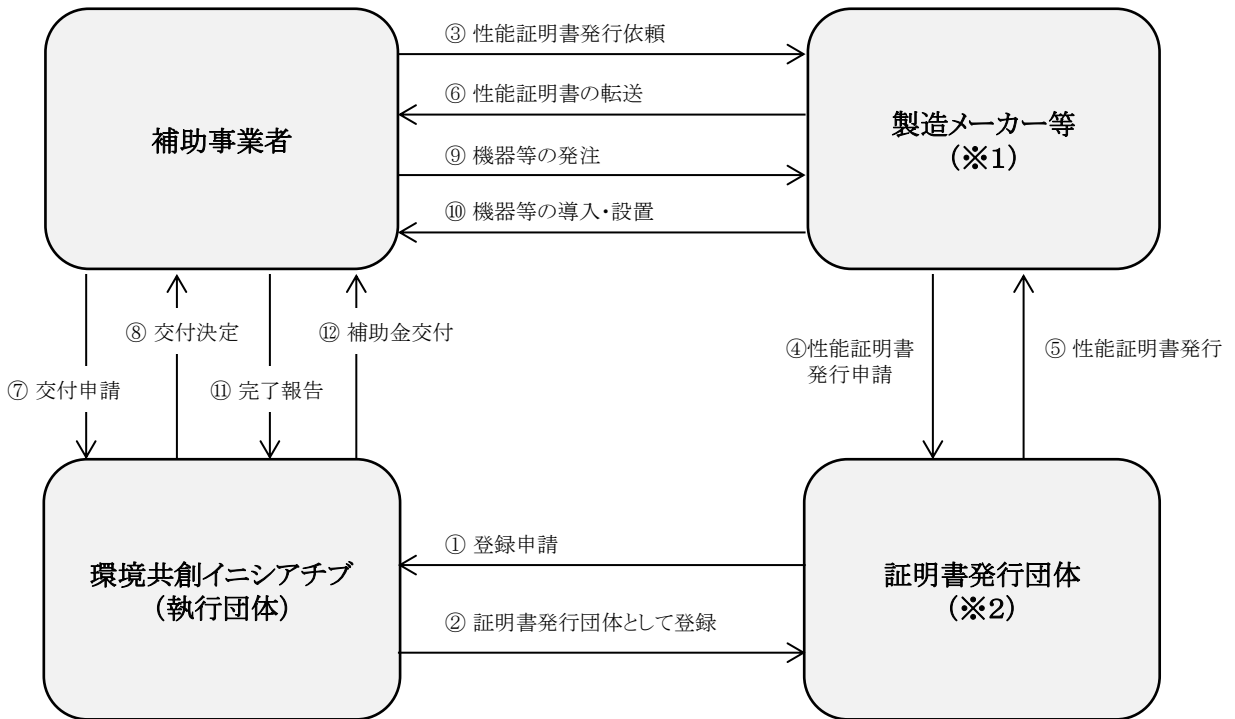
※ 交付申請は、私書箱到着分を以て、予算額を超えることが確実となった日(超過日)を基準日として、その前日の到着分までを受け付ける。超過日到着分と以降の到着分は不受理とする。

※ 交付決定前に機器等の発注を行った場合は補助対象外となる為、機器等の発注は交付決定日以降に行うこと。

#### (2) 完了報告書類の提出期限

事業完了(支払い完了)から30日以内又は平成28年1月29日(金)(必着)のいずれか早い日までに完了報告書類を提出すること。

### 1-10 事業全体のスキーム



※1 性能証明書の発行申請を行う為には、当該機器等の省エネルギー性能や同一製造メーカー内の最新モデルと一代前のモデルを明示する必要がある為、原則機器等の製造メーカーが性能証明書の発行申請を行うこととする。ただし、代理店や関連会社等で正確な申請が可能な場合は、機器等の製造メーカーに代わって申請することも認める。

※2 自らの団体等に所属していない製造メーカー等からの申請に対しても性能証明書の発行が行えること。

## 1-11 事業の全体スケジュール

		証明書発行団体の登録	補助事業者の公募
平成27年	2月	2月26日 証明書発行団体登録開始	
	3月	3月6日 証明書発行団体登録公表 ※証明書発行団体は以降随時公表	3月16日 公募開始(予定)
	4月	4月30日 証明書発行団体登録終了(予定)	
	11月	11月30日 性能証明書発行終了(予定)	
	12月		12月11日 公募終了(予定) ※交付決定額の合計が予定した予算額に達した場合、 公募期間内であっても申請の受付を終了することがある。
	平成28年	1月	
	2月		
	3月		3月31日 補助金支払い期限

## 【補足①】リース等のサービスを利用して補助事業を行う場合

リース、ESCO(シェアードセイビングス契約に限る。)を利用して、機器等の導入を行う事業も補助対象として交付申請をすることができる。契約を取り交わす際に、以下の点に注意すること。

## 1. 基本的な考え方

- 機器等の導入にあたり、リース、ESCOを利用する場合、補助対象機器等の使用者を主申請者、補助対象機器等の所有者(リース事業者、ESCO事業者)を共同申請者として補助事業の交付申請を行うこと。
- 主申請者に対して補助金相当分の利益が還元される契約であること。
- 同一申請において、自己購入とリース又はESCOの併用がないこと。
- 補助対象となる機器等は、原則として、法定耐用年数の間使用することを前提とした契約とすること。  
(契約終了後、サービスを提供する事業者が保有する機器等を主申請者に譲渡する契約も認める。主申請者は所有権移転後も、補助対象機器等を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとする。)

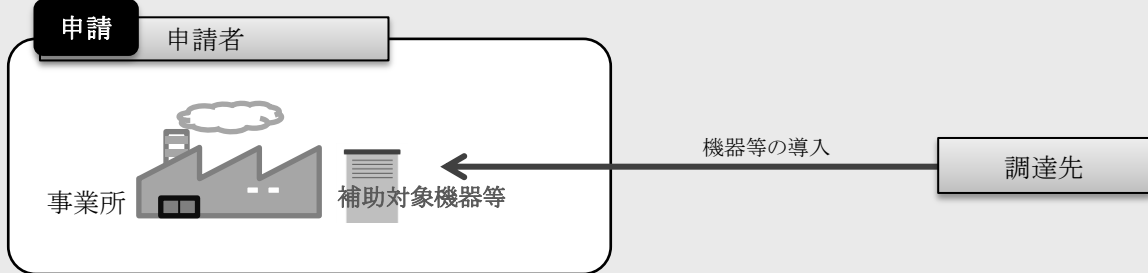
## 2. 注意事項

サービス	補助事業申請者となる者 (主):主申請者、(共):共同申請者	補助金を 受け取る者	契約上の留意点
リース	(主)機器等の使用者 (共)リース事業者	リース事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 補助金相当分を割り引いてリース料を設定すること</li> <li>▶ 法定耐用年数の間使用することを前提とした契約とすること</li> </ul>
ESCO	(主)機器等の使用者 (共)ESCO事業者	ESCO事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 補助金相当分を割り引いてESCO料を設定すること</li> <li>▶ 法定耐用年数の間使用することを前提とした契約とすること</li> <li>▶ シェアードセイビングス契約に限る</li> </ul>

### 【補足②】申請単位の基本的な考え方

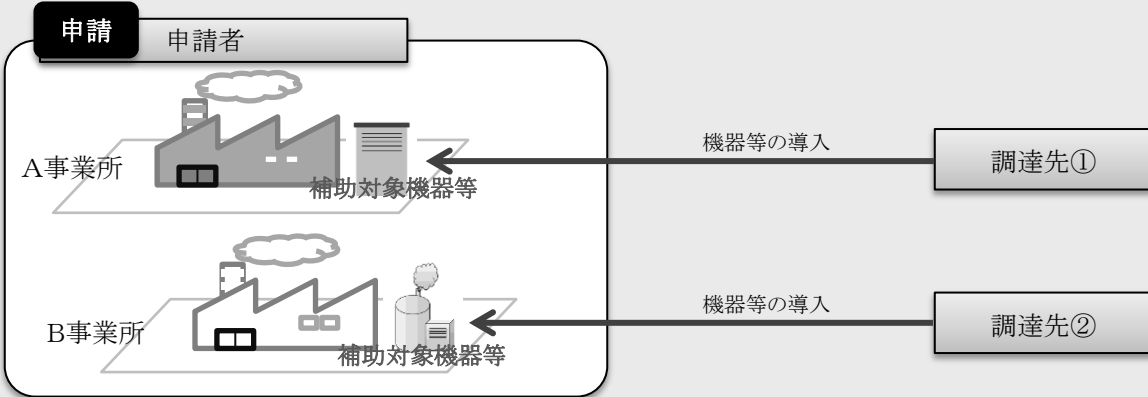
#### 1事業所に1機器等を導入する場合(基本となる申請パターン)

申請単位は、原則、当該事業を実施しようとするエネルギー管理を一体で行う工場・事業場・店舗等(事業所)とする。  
 ※ 複数の機器等を導入する場合も1件の申請とする。



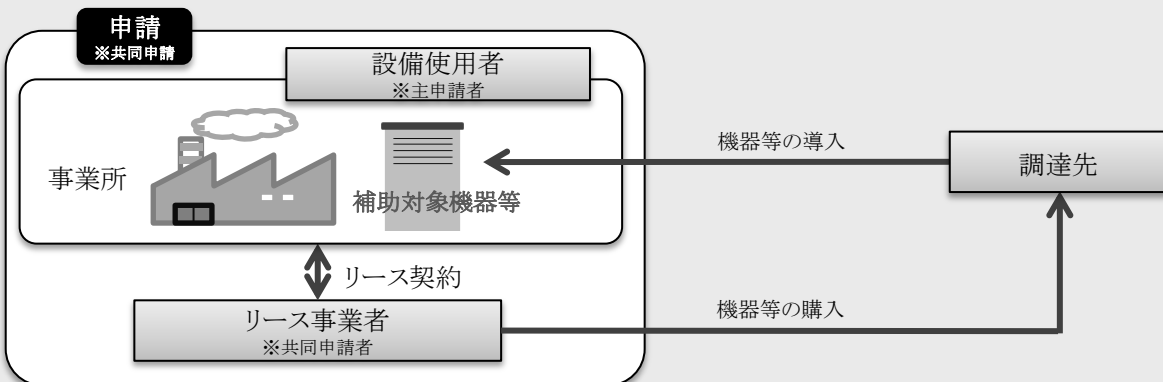
#### 複数の事業所に導入する場合

同一の申請者が自身の所有する複数の事業所に補助対象機器等を導入する場合、申請者を申請単位とし、複数の事業所をまとめて申請できることとする。この場合、交付決定後、全ての事業所の補助対象機器等の導入・支払いが完了した後、補助金の交付となるので注意すること。



#### リース等を利用する場合

リース等を活用する場合、設備使用者と設備所有者となるリース事業者等の共同による申請者を申請単位とする。この場合、設備使用者を主申請者、リース事業者等を共同申請者とする。



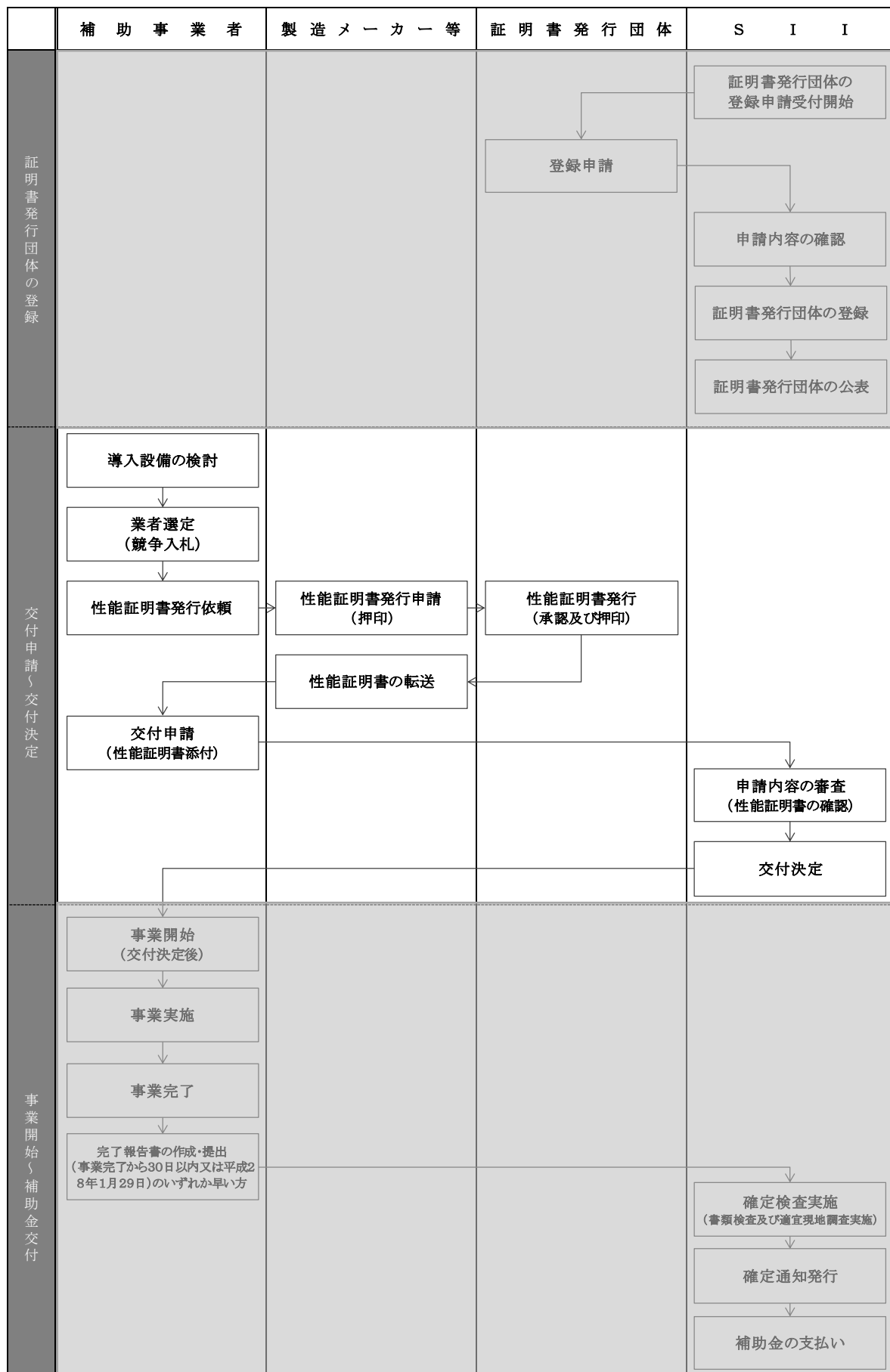
※ 複数の事業所に補助対象機器等を導入する際、一部の事業所においてのみリース等を利用することは認めない。



## 2. 交付申請～交付決定

### 2-1 事業の基本フロー

本章で説明する範囲





## 2-2 公募

## (1) 補助事業の公募について

SIIは、申請者に対し一般公募を行う。

SIIホームページ(<http://sii.or.jp>)に公募関連記事を随時掲載する。

## (2) 公募期間について

平成27年3月16日(月)～平成27年12月11日(金)16時(必着)

※ 申請書類は、配送事故に備え、郵送で配送状況が確認できる手段で送付すること。

(直接、持ち込みは不可)

(提出先はP. 20参照)

## 2-3 交付申請の準備

## (1) 導入機器等の検討

導入を検討する機器等が補助対象となるか、事前に製造メーカー等又は証明書発行団体に確認を行うこと。

## (2) 業者選定(競争入札)について

補助事業者は、原則3者以上の競争入札等を実施し、適正な価格(補助対象経費が最安値)の発注先を選定した上で交付申請を行うこと。

## (3) 性能証明書取得について

補助事業者は、導入を予定している機器等について、その製造メーカー等に性能証明書の発行を依頼すること。補助事業者からの依頼を受けた製造メーカー等は、当該機器等の審査が可能な証明書発行団体へ、性能証明書の発行申請を行い、証明書発行団体による審査後、性能証明書の発行を受ける。補助事業者は、発行された性能証明書を製造メーカー等から取得すること。

※ 性能証明書は、製造メーカー等と証明書発行団体双方の印が揃うことで有効となるので、必ず双方の印が押印されていることを確認すること。

※ 補助金交付決定以前に着手(発注・契約を含む)された事業については補助対象外とする。

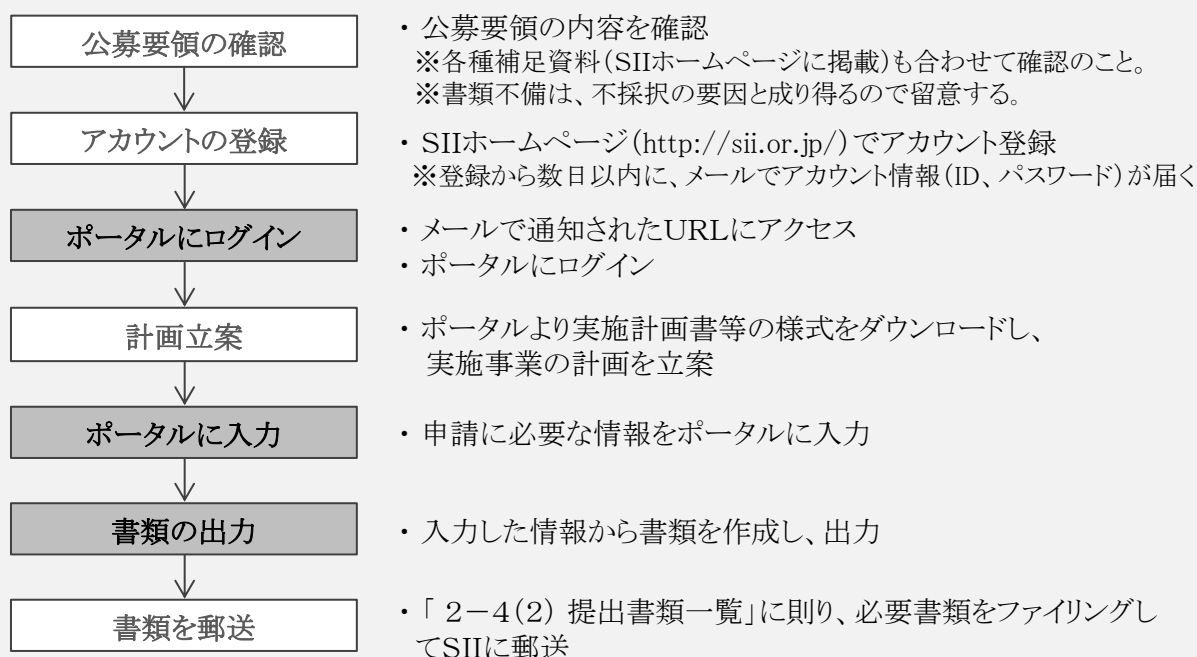
## 2-4 交付申請

## (1) 交付申請について

補助事業者はSIIホームページにてアカウント登録をし、電子メールで補助事業ポータルID、パスワードを受け取る。補助事業ポータルにログイン後、必要事項を入力して書類を作成の上、全ての申請書類をSIIに郵送する。

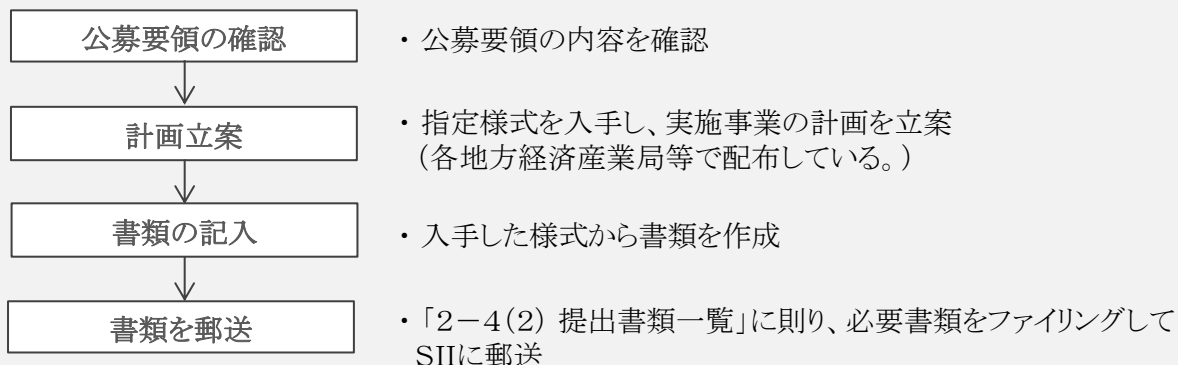
- ※ 申請書類の内容と補助事業ポータルに入力する内容は必ず一致させること。
- ※ 補助事業者は、経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
- ※ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない補助事業者からの申請は受け付けない。
- ※ 補助事業者は、交付決定後の契約、機器等の導入、補助対象経費の支払い完了等、事業実施の確実性や予算の有効利用の観点から事業計画全体を十分に検討の上で申請を行うこと。
- ※ 交付決定額の合計が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募の受付を終了することがある。

## 交付申請の流れ



## ポータルが利用できない場合

※ PCの利用環境が無い等、ポータルを利用できない場合、書面のみで申請する事ができる。



## (2) 提出書類一覧(予定)

※ 提出書類の内容は変更となる場合がある。

## 必 須 書 類

No.	書式	書類名称	備考
1	指定	交付申請書	
2	指定	実施計画書	
3	指定	導入機器等一覧	事業所ごと
4	指定	性能証明書	
5	自由	商業登記簿謄本 (全部事項証明書)	個人事業主の場合は税務代理権限証書の写しもしくは税理士・会計士等による青色申告内容が事実と相違ないことの証明(任意様式)を添付のこと
6	自由	見積書	競争関係にある3者以上の業者からの見積書の写し

<以下の書類は必要に応じて提出>

添付① エネルギー多消費企業であることが確認できる書類

※ 売上高に対するエネルギーコスト割合の計算書及び決算書

添付② FIT減免認定を受けている事が確認できる書類

※ 経済産業大臣の認定印が押印された賦課金に係る特例の認定申請書の写し  
(平成27年度、又は26年度における特例分)

添付③ リース料金試算書、契約案文

※ 写し。リース事業者と共同申請の場合のみ

添付④ ESCO料金試算書、契約案文

※ 写し。ESCO事業者と共同申請の場合のみ

添付⑤ 断熱・塗料の使用量が確認できる書類

※ 断熱・塗料の場合のみ設置、塗装の箇所が分かる図面及び使用量の算出過程が分かる計算書等(事業所ごと)

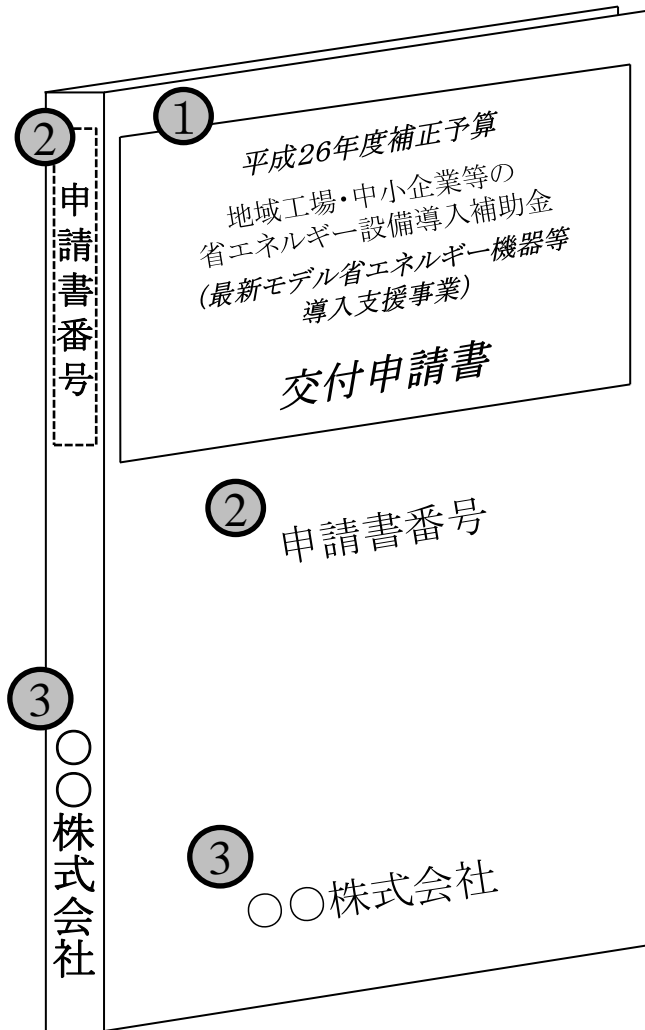
※大規模工事や事業に要する費用が高額となる等の場合は、追加で設計図書などの提出を求める場合もある。

## 補 足

- 1申請で複数事業所を申請する場合は、No.3、4及び添付②⑤は中表紙をつけて事業所ごとにまとめてファイリングすること。

⇒詳細は「交付申請の手引き」参照

## ◇ ファイリングの参考例



## 【ファイルの作成方法】

指定ファイル:A4版・2穴タイプ

※ 背表紙があるファイルを使用

- ・ 申請書類はA4版のファイル(2穴タイプ)で綴じ、表紙には以下の項目を記入すること。

- ① 補助金名
- ② 申請書番号(※)
- ③ 事業者名

背表紙には以下を記入すること。

- ② 申請書番号(※)
- ③ 事業者名

※ 補助事業ポータル入力時に発番される。

補助事業ポータルを使用せずに申請する場合は、空白のままよい。

- ・ ファイルは、ファイリングする書類に応じた厚さにすること。

- ・ 全ての書類には穴を開け、直接ファイリングすること(クリアフォルダには入れない)。書類の左側には十分な余白をとり、記入部分に穴がかからないようにすること。

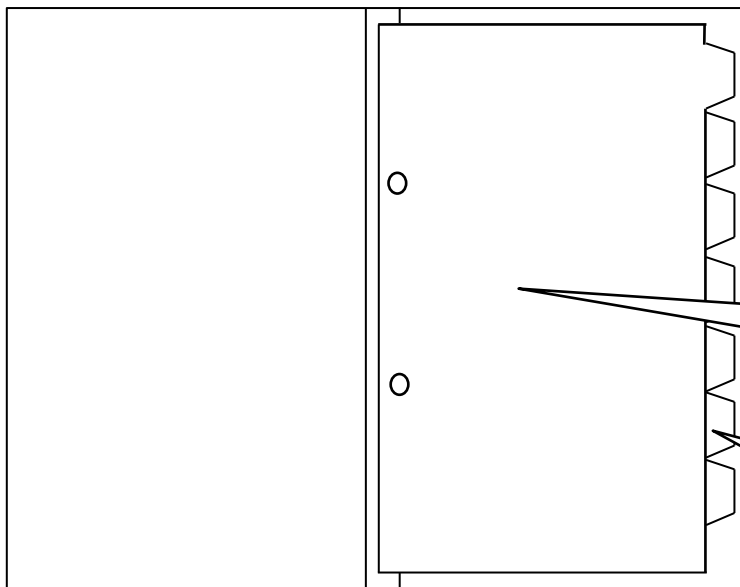
- ・ 袋とじは不可。

- ・ 書類のホッチキス止めは不可。

- ・ 提出書類は、全てコピーをして保管し、コピー書類で申請することがないようにすること。

## 【ファイリングの方法】

- ・ 各書類の最初には、該当する書類のNo.と書類名称(P. 18参照)を記入したインデックスつきの中仕切りを挿入する。(書類自体にはインデックスをつけない)

各書類間に  
中仕切りをつけるインデックス  
(P. 18のNo. と書類名称)  
を記入

## (3) 書類提出先と受付期間

補助事業ポータルでの事業内容の入力が完了し申請書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式(P. 18参照)を以下の締切までに郵送する。持ち込みは受け付けない。

《受付期間》 平成27年3月16日(月) ～ 平成27年12月11日(金) 16時(必着)

- ※ 申請書類は、配送事故に備え、配送状況が確認できる手段で郵送すること。  
(直接、持ち込みは不可)
- ※ 補助事業ポータルでの必要事項の入力完了だけでは申請と認めない。必ず提出書類一式を郵送すること。
- ※ 郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと。
- ※ 申請書類は返却しない為、必ず写しを控えておくこと。

## &lt;書類提出先&gt;

〒100-8691

銀座郵便局私書箱96号

一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
審査第一グループ

「最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業(A類型)」

交付申請書在中

- ※ 上記を切り取り、宛先として使用しても良い。
- ※ 郵送時は、必ず赤字で「最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業(A類型) 交付申請書在中」と記入のこと。

## &lt;お問い合わせ先&gt;

公募に関する問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金  
最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業(A類型)  
補助金申請に関するお問い合わせ窓口

TEL:0570-001-290 (ナビダイヤル)

※IP電話からのお問い合わせ TEL:042-303-4200

<http://sii.or.jp/>

電話受付時間 9:00～17:00(土曜、日曜、祝日を除く)

## 2-5 審査及び交付決定

## (1) 審査について

SIIは、提出書類一式の受領後、以下の項目に沿って不備や不足等を確認する。

- ・ 補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- ・ 補助事業の全体計画が適切であり、その実行性や継続性が確認できること。
- ・ 補助事業に要する経費（機器等の購入費、その他導入に係る費用）が妥当であること。

## (2) 交付決定の通知について

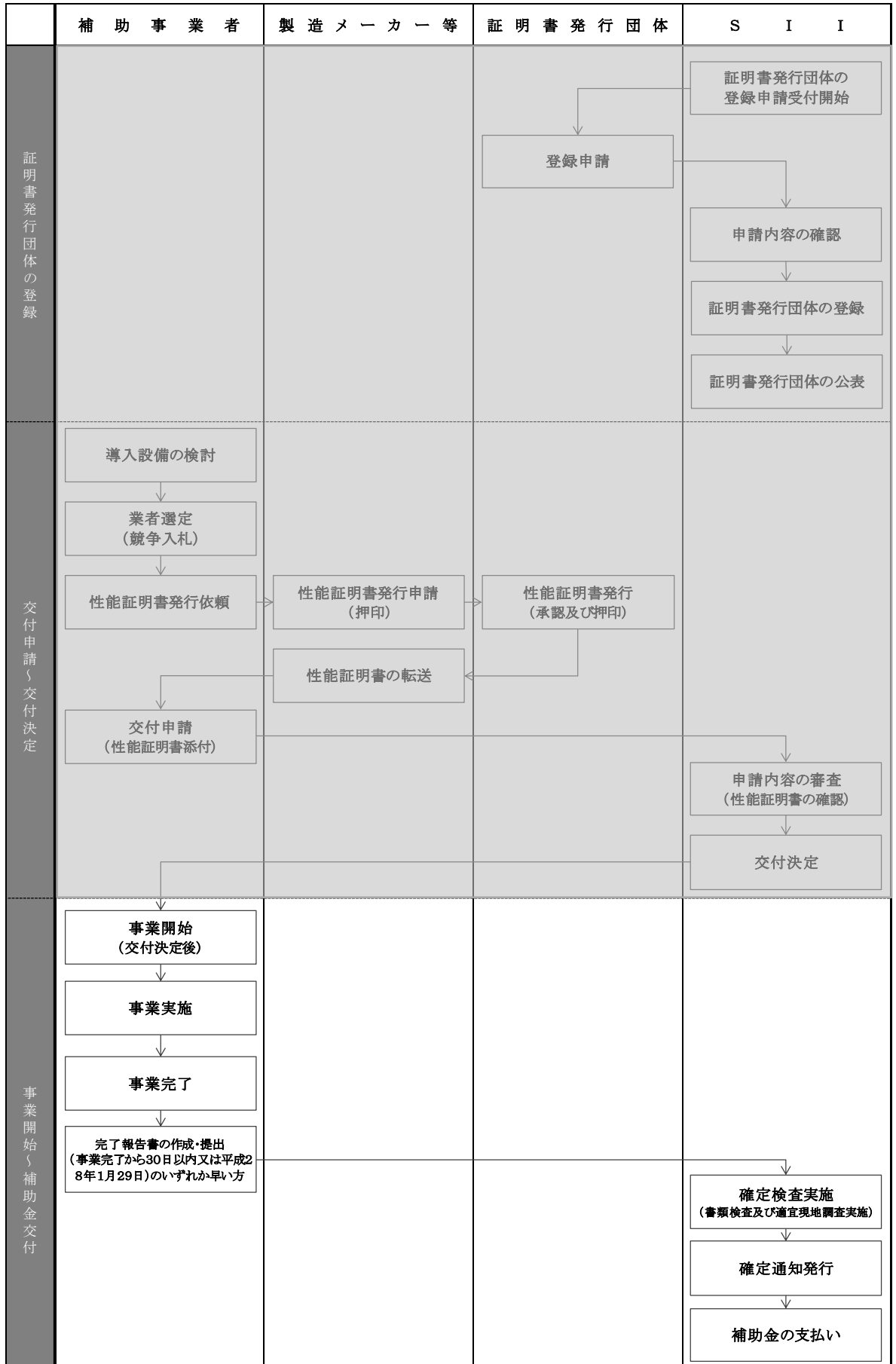
- ・ 交付決定の結果については、補助事業者に順次通知する。
- ・ 採択後、補助事業者が正当な事由なく辞退した場合は、その申請内容をSIIのホームページ等で公開する場合がある。
- ・ 採択分については統計的なデータに纏めた上で、SIIのホームページに掲載することがある。その場合でも、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害する恐れのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しない。

## (3) その他

- ・ 申請書の提出後に代表者や事業者住所等の変更があった場合、速やかにSIIに連絡をし、変更届の提出を行う必要がある。
- ・ 交付申請に関する手続きについては、「交付申請の手引き」を参照の上、不備や不足等がないように申請を行うこと。万が一、不備や不足等があった場合、交付決定までに相当程度の時間を要する場合がある。

### 3.事業開始～補助金交付

### 3-1 事業の基本フロー



本章で説明する範囲



## 3-2 補助事業の開始及び事業完了

## (1) 事業の開始

以下の事項を満たした上で、事業を開始すること。

- ・発注は、交付決定日以降に実施すること。
- ・発注は、交付申請時に競争入札によって決定した発注業者に行うこと。
- ・導入前写真の撮影を忘れずに実施すること。  
※ 完了報告時に必要。

## (2) 計画変更等について

補助事業者は、事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに報告し、その指示に従うものとする。

また、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

## (3) 中間検査等について

SIIは、交付決定後に必要に応じて現地調査を含む中間検査を行うことがある。

## (4) 申請の取下げについて

- ・交付決定通知書を受領後、何らかの理由で契約や機器等の設置ができない為、完了報告ができないと判断する場合は、速やかにSIIへ連絡すること。
- ・交付決定後に補助事業を取り止めたにもかかわらず、速やかに交付申請取下げ届出書を提出しない補助事業者等に対しては、次回以降の交付申請を受け付けない等の措置を講じることがある。

## (5) 補助事業の完了について

- ① 補助事業者が、補助事業に係る機器等を導入の上、調達先等に対して、全ての支払いを完了させた時点を以て、補助事業の完了とする。
- ② 支払い条件は、現金払い(金融機関による振込)とすること(割賦・手形等は不可)。  
※ 支払いについては、振込明細書等の証憑書類の提出が必要。
- ③ 補助対象経費の支払いを完了させた後、平成28年1月29日(金)までに完了報告を提出すること。  
※ 完了報告書類の作成・提出は事業完了から30日以内、又は、上記期限のいずれか早い日とする。

## 3-3 完了報告

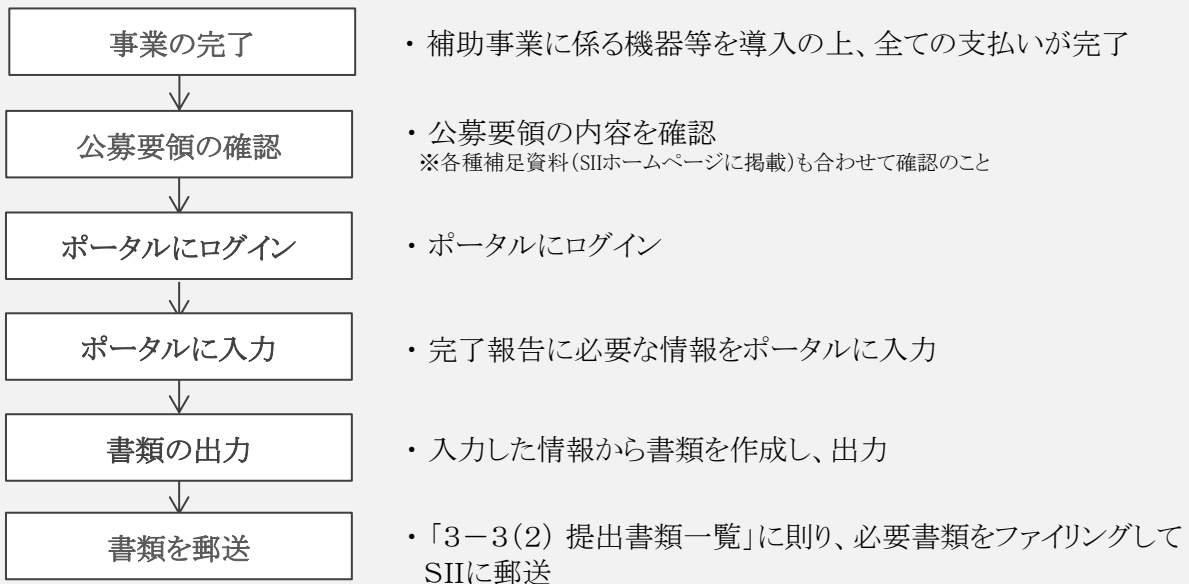
## (1) 完了報告について

補助事業ポータルにログインを行い、必要事項を入力して書類を作成の上、全ての完了報告書類をSIIに郵送する。

※ 完了報告書類の内容と補助事業ポータルに入力する内容は必ず一致させること。

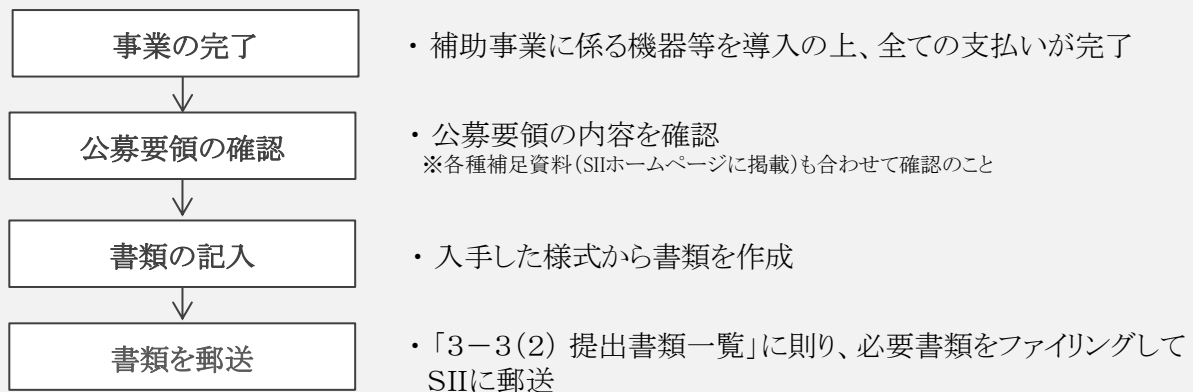
※ 補助事業ポータルでの必要事項の入力完了だけでは完了報告とは認められない。必ず提出書類一式を郵送すること。

## 完了報告の流れ



## ポータルが利用できない場合

※ PCの利用環境が無い等、ポータルシステムを利用できない場合、書面のみで報告する事ができる。



※ 交付申請時に補助事業ポータルを利用して必要書類を作成・申請し交付決定を受けた場合は、完了報告も必ず補助事業ポータルを利用すること。

## (2) 提出書類一覧(予定)

※ 提出書類の内容は変更となる場合がある。

## 必 須 書 式

No.	書式	書類名称	備考
1	指定	実績報告書兼精算払請求書	(別紙)収支明細表含む
2	指定	導入機器等一覧兼取得財産等明細表	事業所ごと
3	自由	見積書	交付申請時の写し
4	指定	性能証明書	交付申請時の写し
5	指定	交付決定通知書	写し
6	自由	注文書及び注文請書	写し
7	指定	設置完了証明書	
8	自由	工事前・中・後の写真	工事写真を事業所ごとつけること
9	自由	振込証明書等	写し
10	自由	通帳・口座証明書	通帳・口座証明書の写しをつけること

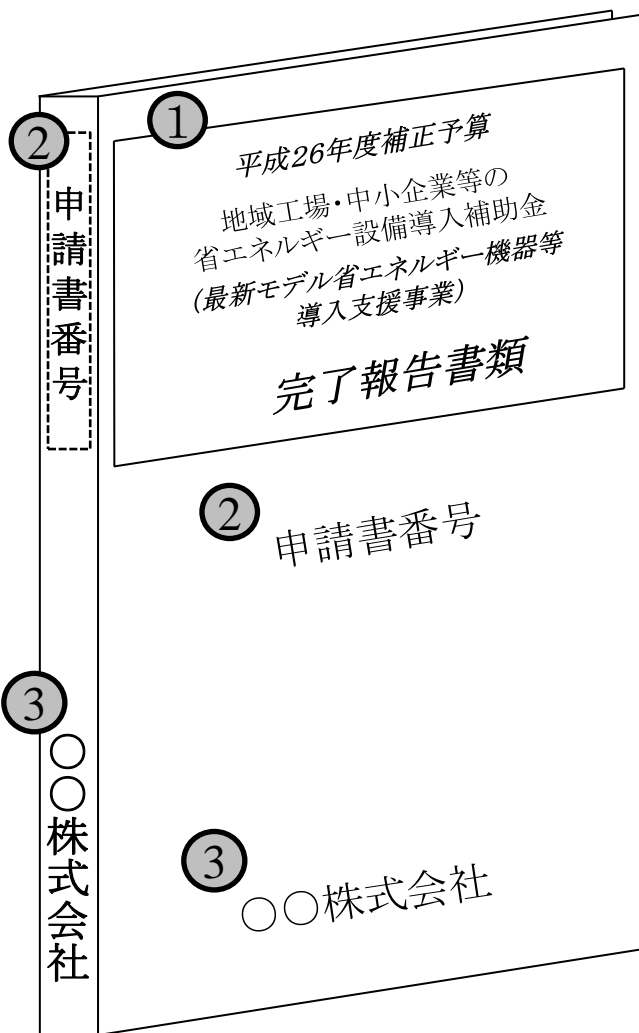
<以下の書類は必要に応じて提出>

添付①	見積書(変更分)	※ 申請時に提出した見積書から変更があった際、見積書の写しをつけること
添付②	断熱・塗料の使用量が確認できる書類	※ 断熱・塗料の場合のみ提出。申請時に提出分から変更があった際、設置、塗装の箇所が分かる図面及び使用量の算出過程が分かる計算書等
添付③	申請情報変更届	※ 代表者、住所、事業所名を変更した際、SIIに提出した代表者、住所、事業所名変更届の写し
添付④	計画変更承認申請書	※ 計画内容を変更した際、SIIに提出した計画変更承認申請書の写し及び計画変更承認通知書の原本
添付⑤	事故報告書	※ 事業完了が遅れる見込みと判断される際、SIIに提出した事故報告書及び事故対応指示書の原本
添付⑥	リース契約書	※ 写し。リース事業者と共同申請の場合のみ
添付⑦	ESCO契約書	※ 写し。ESCO事業者と共同申請の場合のみ

## 補 足

- 1申請で複数事業所を申請している場合は、No.2、4、7、8及び添付②は、中表紙をつけて事業所ごとにまとめてファイリングすること。  
⇒詳細は「完了報告の手引き」参照
- 大規模工事や事業に要する費用が高額となる等の場合は、追加で設計図書、納品書・検収書などの提出を求める場合もある。
- 添付③～⑤はSIIと補助事業者間でやり取りした文書を日付順に記入すること。  
⇒詳細は「完了報告の手引き」参照

### ◇ ファイリングの参考例



閉じ方等は、交付申請書と同様。  
ファイルのタイトルが「完了報告書類」となる。

#### 【ファイルの作成方法】

指定ファイル:A4版・2穴タイプ

※ 背表紙があるファイルを使用

・完了報告書類はA4版のファイル(2穴タイプ)で綴じ、表紙には以下の項目を記入すること。

- ① 補助金名
- ② 申請書番号(※)
- ③ 事業者名

背表紙には以下の項目を記入すること。

- ② 申請書番号(※)
- ③ 事業者名

※ 補助事業ポータル入力時に発番される。

補助事業ポータルを使用せずに申請する場合は、空白のままでもよい。

・ファイルは、ファイリングする書類に応じた厚さにすること。

・全ての書類には穴を開け、直接ファイリングすること(クリアフォルダには入れない)。書類の左側には十分な余白をとり、記入部分に穴がかからないようにすること。

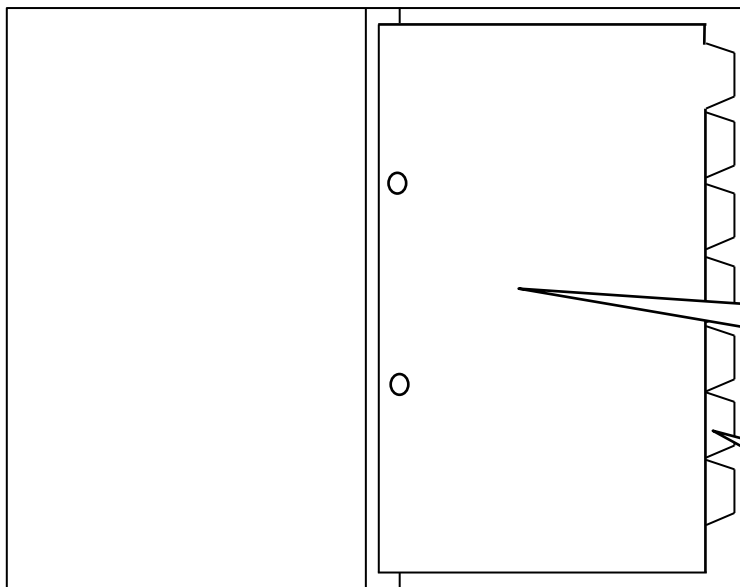
・袋とじは不可。

・書類のホッチキス止めは不可。

・提出書類は、全てコピーをして保管し、コピー書類で申請することがないように。

#### 【ファイリングの方法】

- ・各書類の最初には、該当する書類のNo.と書類名称(P. 26参照)を記入したインデックスつきの中仕切りを挿入する。(書類自体にはインデックスをつけない)



各書類間  
中仕切りをつける

インデックス  
(P. 26のNo. と書類名称)  
を記入

## (3) 完了報告書類の提出期限

補助事業ポータルでの事業内容の入力が完了し、完了報告書類を印刷した後、ファイリングした完了報告書類一式(P. 26参照)を以下の提出期限までに郵送する。持ち込みは受け付けない。

## 《提出期限》 平成28年1月29日(金)

※ 完了報告書類の作成・提出は事業完了から30日以内又は、上記期限のいずれか早い日とする。

※ 完了報告書類は、配送事故に備え、配送状況が確認できる手段で郵送すること。  
(直接、持ち込みは不可)

※ 補助事業ポータルでの必要事項の入力完了だけでは申請と認めない。必ず提出書類一式を郵送すること。

※ 郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと。

※ 完了報告書類は返却しない為、必ず写しを控えておくこと。

## &lt;書類提出先&gt;

〒100-8691

銀座郵便局私書箱96号

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

審査第一グループ

「最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業(A類型)」

完了報告書類在中

※ 上記を切り取り、宛先として使用しても良い。

※ 郵送時は、必ず赤字で「最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業(A類型) 完了報告書類在中」と記入のこと。

## &lt;お問い合わせ先&gt;

公募に関する問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金

最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業(A類型)

補助金申請に関するお問い合わせ窓口

TEL:0570-001-290 (ナビダイヤル)

※IP電話からのお問い合わせ TEL:042-303-4200

<http://sii.or.jp/>

電話受付時間 9:00～17:00(土曜、日曜、祝日を除く)

## 3-4 補助金額の確定及び補助金交付

## (1) 補助金額の確定について

- ① SIIは、補助事業完了報告書類を受領した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し速やかに補助金確定通知書を発行して通知する。
- ② 申請通りの機器等が設置されていない場合、補助金の支払いが行われないことがある。
- ③ 原則として、自社又は関係会社等（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社）からの調達による補助金額の確定に当たっては、製造原価を以て、補助対象経費とする。

⇒詳細は「補足③ 利益等排除について」を参照(P. 30)

## (2) 補助金の支払いについて

SIIは、「確定通知書」を送付後、申請者が指定した振込先銀行口座等に補助金の支払いを行う。

## (3) 財産管理について

- ① 補助事業の完了後においても補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産等」という）について法定耐用年数の間、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ② 取得財産等を定められた期間内に処分しようとするときは、予めSIIの承認を受けなければならない。その場合、補助金の返還が発生する可能性がある。

## (4) 補助金交付後の機器等の利用状況の報告について

本事業では、事業の効果検証を行う為に、機器等の利用及びエネルギー使用状況に関する調査を行う場合がある。その際は、SIIの求めるフォーマットに応じて報告すること。

## (5) 補助金の返還、取り消し、罰則等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- ・ 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- ・ 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ・ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わない。
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

**【補足③】利益等排除について**

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む)がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考える。この為、利益等排除の方法を原則以下の通り取り扱うこととする。

**1. 利益等排除の対象となる調達先**

以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いることとする。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)

**2. 利益等排除の方法**

- (1) 補助事業者の自社調達の場合  
原価を以て、補助対象経費に計上する。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。
- (2) 100%同一資本に属するグループ企業からの調達の場合  
取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格を以て、補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)を以て、取引価格から利益相当額の排除を行う。この場合の売上総利益率は小数点第2位を切り上げて計算すること。
- (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合  
取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格を以て、補助対象経費に計上すること。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告書(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下、「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)を以て、取引価格から利益相当額の排除を行うこと。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明すること。また、その根拠となる資料を用意すること。

なお、(2)及び(3)が一般の競争の結果最低価格であった場合にはこの限りではない。





## 4.資料

別表1 補助対象カテゴリー表

## 1. 補助対象カテゴリー表

- 資産計上されかつ法定耐用年数期間にわたりの場所に設置・使用される見込のもの※1を対象とする。  
○ 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金(A類型)において補助対象とするカテゴリーは以下の通り。

※1 仮設備(一時的に建築現場で組み立てられる昇降機など)を対象外とする。

カテゴリー	No. / 設備・システム・技術名		
<b>① 燃焼設備</b>			
燃焼設備	1 燃焼用空気予熱設備	2 容量可変燃焼用空気送風装置	3 廃熱回収式燃焼装置
	4 蒸気アトマイズ、ガスアトマイズ装置	5 セラミックラジエントチューブ・バーナー	6 酸素燃焼バーナー、酸素富化燃焼バーナー
	7 触媒燃焼バーナー	8 高面負荷ガスバーナー	9 可燃廃液・可燃排ガス混焼設備バーナー
	10 液中燃焼バーナー	11 高効率浸管バーナー	12 表面燃焼バーナー
	13 浸漬ヒータ	14 流動層燃焼装置	15 高効率酸素分離装置
	16 燃焼負荷適正空気量送風機	17 付着物除去装置	18 排気量可変排気ファン
	19 工業炉用脱湿送風装置	20 ボイラー排ガス顕熱回収装置	21 潜熱回収型ボイラー
	22 高効率ボイラー	23 高効率温水ボイラー	24 蒸気ドレン等の熱回収装置
	25 廃熱利用ボイラー		
その他燃焼設備 (右記のいずれかの要素を有する燃焼設備) ※ 単体では補助対象とならない	26 酸素濃度分析装置	27 燃料/空気流量比率設定調節装置	28 自動燃焼制御装置
	29 高度空気比制御装置	30 順序燃焼制御装置	31 燃料(気体、液体)用流量計
	32 自動通風計測制御装置	33 流量(瞬間流量、積算流量)測定装置	34 燃料流量調整装置
	35 燃焼用空気流量測定装置、燃料/空気流量調整装置	36 燃焼監視装置、燃焼管理・診断システム	37 分散ボイラーシステム

別表1 補助対象カテゴリー表

カテゴリー	No. / 設備・システム・技術名		
<b>② 熱利用設備</b>			
熱利用設備	38 耐食性高効率熱交換器	39 蓄熱式熱交換器	40 ヒートパイプ式高効率熱交換器
	41 被加熱材料顕熱回収装置	42 高効率スチームドレンセパレーター	43 遠赤外線塗装乾燥装置・高性能遠赤外線乾燥装置
	44 高効率放射加熱乾燥装置	45 炉内攪拌装置	46 噴流加熱装置
	47 高効率ラジエントチューブバーナー	48 接触伝熱装置	49 流動床加熱装置
	50 直接通電加熱装置	51 マイクロ波加熱装置	52 高効率工業炉
	53 燃焼用空気等予熱用熱交換器	54 液中燃焼バーナー	55 直火式繊維乾燥装置
	56 直火式乾燥装置	57 高効率多重用缶	58 塔頂蒸気再圧縮型ヒートポンプ使用蒸留装置
	59 多重用型蒸留装置	60 排熱利用原材料乾燥装置、排熱利用原材料予熱装置	61 塗料燃焼型焼付乾燥炉
	62 排熱利用焼き戻し炉	63 排熱利用酸洗装置	64 高熱加圧脱水乾燥機
	65 エアレス乾燥装置	66 高露点密閉フード	67 スロート部カーテン装置
	68 ハンプバック炉	69 高性能スチームトラップ	70 高性能ドレンサイホン
	71 省エネルギー型乾燥装置	72 カウンターカートキルン	73 蓄熱式冷水水供給装置
	74 スチームアキュムレータ	75 熱回収型密閉式溶剤回収装置	76 冷凍機内蔵冷却塔
	77 高性能触媒利用装置	78 高性能膜分離装置	79 ヒートポンプ式熱源装置
	80 高効率脱臭装置	81 超臨界流体利用装置	82 バイオ技術利用装置
	83 蒸気再圧縮加熱装置		
	その他熱利用設備 (右記のいずれかの要素を有する熱利用設備) ※ 単体では補助対象とならない	84 ハイブリッド式加熱システム	85 熱設備エネルギー利用効率化自動制御システム
87 スーパーインシュレーション		88 金型断熱保温	89 射出成型機(インジェクションマシン)のシリンダー断熱保温
90 親子扉		91 クローズド式ドレン回収システム	92 スチームトラップ診断・管理システム
93 真空蒸気方式低温加熱システム		94 特殊廃液濃縮処理システム	95 地中熱利用ヒートポンプシステム
96 熱設備エネルギー利用効率化自動制御装置			

別表1 補助対象カテゴリー表

カテゴリー	No. / 設備・システム・技術名		
<b>③ 廃熱回収設備</b>			
廃熱回収設備	97 被加熱材料顕熱回収装置	98 カウンターカートキルン	

<b>④ コージェネレーション設備</b>			
コージェネレーション設備	99 エンジン式コージェネレーション設備	100 ガスタービン式コージェネレーション設備	101 燃料電池コージェネレーション設備
	102 排熱利用冷熱製造装置	103 高効率熱交換器	
その他コージェネレーション設備 (右記のいずれかの要素を有するコージェネレーション設備) ※ 単体では補助対象とならない	104 工場内蒸気最適運用システム	105 多段抽気型蒸気タービン	106 高効率蒸気タービン翼
	107 排気再燃バーナー、追い焚きバーナー	108 排熱利用デシカント空気調和システム	109 排気利用デシカント空気調和システム
	110 コージェネレーション設備負荷率改善装置		

<b>⑤ 電気使用設備</b>			
電気使用設備	111 高効率誘導モータ	112 永久磁石同期モータ	113 機械式無段変速装置
	114 静止型レオナード装置	115 サイリスタモータ	116 極数変換モータ
	117 進相コンデンサ	118 モーター一体型進相コンデンサ	119 保温装置付きショーケース
	120 省エネ型自動販売機	121 高効率制御冷蔵庫	122 高性能アーク炉
	123 高性能抵抗炉	124 高性能高周波炉	125 高性能溶解・保持用溝型炉
	126 高効率変圧器	127 負荷電圧安定化供給装置	128 高性能電気分解炉・メッキ炉
	129 生産・製造設備(高効率誘導モータ、永久磁石同期モータ、サイリスタモータ、極数変換モータを実装したもの。)※2		
その他電気使用設備 (右記のいずれかの要素を有する電気使用設備) ※ 単体では補助対象とならない	130 インバーター制御装置(ポンプ、ブロワー、コンプレッサーに限る。)※3	131 自動力率改善装置	132 自動計測装置(計測結果を使い最適運転制御するものに限る。)
	133 電気加熱温度自動制御装置	134 デマンドコントロール装置	135 空調・冷蔵・冷凍用熱源一体型システム
	136 変圧器の台数制御装置	137 運転台数の自動制御装置	138 アルミドロス有価物回収システム
	139 高性能油圧ユニット		

※2 1次産業・2次産業(農林水産業、鉱工業)に使われる設備・機器

※3 インバーター制御されたポンプ、ブロワー又はコンプレッサーに限っては単体での導入も可。

別表1 補助対象カテゴリー表

カテゴリー	No. / 設備・システム・技術名		
<b>⑥ 空気調和設備</b>			
空気調和設備	140 熱回収型ヒートポンプ方式熱源装置	141 高効率ターボ冷凍機	142 高効率マルチエアコン
	143 氷蓄熱型マルチエアコン	144 改良型吸収冷温水機	145 排熱等利用型吸収冷温水機
	146 遠赤外線利用暖房装置	147 全熱交換器	148 水-水熱交換器
その他空気調和設備 (右記のいずれかの要素を有する空気調和設備) ※ 単体では補助対象とならない	149 蓄熱式空気調和システム	150 高効率ヒートポンプ	151 冷温同時供給型ヒートポンプ
	152 ガスエンジンヒートポンプシステム	153 変風量・変流量システム	154 エンジン駆動ヒートポンプシステム
	155 デシカント空気調和システム	156 大温度差・変流量制御熱搬送システム	157 大温度差空調システム
	158 空気調和用搬送エネルギー効率化システム	159 クールチューブ	160 地中熱利用ヒートポンプシステム
	161 冷凍庫・冷蔵庫の排熱回収熱源システム	162 空気調和設備最適起動停止制御	163 空調デマンド制御
	164 置換換気空調システム	165 外気導入量の適正化制御	166 冷温水送水設定温度の最適設定制御
	167 冷却水設定温度の最適設定制御	168 熱源台数制御	169 ブースターポンプシステム
	170 水和物スラリー空調システム(VCS)		

<b>⑦ 給湯設備</b>			
給湯設備	171 高効率ヒートポンプ給湯機	172 潜熱回収型給湯器	173 潜熱回収型真空加熱温水器
	174 ガスエンジン給湯器		
その他給湯設備 (右記のいずれかの要素を有する給湯設備) ※ 単体では補助対象とならない	175 各種熱利用型給湯システム	176 スケジュール給湯制御システム	

<b>⑧ 換気設備</b>			
換気設備	177 可変風量換気装置		
その他換気設備 (右記のいずれかの要素を有する換気設備) ※ 単体では補助対象とならない	178 局所排気システム	179 CO <sub>2</sub> 又はCO濃度による換気制御システム	180 温度センサーによる換気制御システム
	181 タイムスケジュールによる換気制御システム	182 余剰排気最適利用システム	183 厨房換気量最適制御システム

<b>⑨ 昇降設備</b>			
昇降設備	184 PMギヤレス巻上機(エレベータ)		
	185 自動運転装置(エスカレータ)		
その他昇降設備 (右記のいずれかの要素を有する昇降設備) ※ 単体では補助対象とならない	186 群管理運転システム(エレベータ)	187 インバーター制御システム(エレベータ)	188 回生電力回収システム(エレベータ)
	189 台数制御(エスカレータ)	190 インバーター制御システム(エスカレータ)	

別表1 補助対象カテゴリー表

カテゴリー	No. / 設備・システム・技術名		
<b>⑩ 照明設備</b>			
照明設備	191 高圧ナトリウムランプ器具	192 メタルハライドランプ器具	193 高周波点灯方式照明器具
	194 高出力型照明器具	195 LED照明器具	196 高輝度誘導灯
	197 電球型蛍光灯器具		
その他照明設備 (右記のいずれかの要素を有する照明設備) ※ 単体では補助対象とならない	198 照明自動点滅装置	199 照明制御システム	200 段調光システム
	201 昼光利用システム		

<b>⑪ 余剰蒸気活用設備</b>			
余剰蒸気活用設備	202 廃圧回収タービン	203 発電リパワリング設備	204 混圧タービン
	205 高効率ガス分離装置	206 蒸気減圧弁代替小型動力回収装置	

<b>⑫ 建築材料</b>			
建築材料※4	207 断熱材、窓(サッシ・ガラス)	208 日射遮蔽材	

※4 建築材料の省エネ性能については、JISやISOの規格に基づき省エネ性能を確認する。

## 2. 補助対象外について

○「1. 補助対象カテゴリー表」に記載のある機器等であっても次に掲げるものは補助対象外とする。

- ① 船舶及び航空機並びにその付属設備。
- ② 車両・運搬具(乗用自動車、貨物自動車、フォークリフト等)並びにその付属設備。
- ③ 建設機械並びにその付属設備。
- ④ テレビジョン受信機、複写機、電子計算機(制御装置の一部となっているものは除く。)、磁気ディスク装置、ビデオテープレコーダー、ストープ、ガス調理機器、電気便座、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダー、プリンター。
- ⑤ 消耗品(光源単体等)。
- ⑥ 制御装置、分析装置、検査装置、調整装置等についての単独導入。
- ⑦ 屋外で使用される照明器具(街灯、広告、看板等に使われる照明器具)。
- ⑧ 蓄電池、発電目的の発電設備。
- ⑨ その他省エネ法に基づく指針である「特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」及び「特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」上、明らかに想定していない設備(太陽光発電設備等の再生可能エネルギー源を用いて発電を行う発電設備等)

## 3. その他留意事項

- ・ 補助対象経費: **補助対象機器等の購入費のみ**。 ※ 設計費、据付費、工事費、消費税等は対象外。
- ・ 補助金上限額: 1事業者あたりの補助金 1.5億円
- ・ 補助金下限額: 1事業所あたりの補助金 50万円
- ・ 補助対象となる事業: 申請する事業者が日本国内で既に事業活動を営んでいる既築の工場・事業場・店舗等において、補助対象機器等へ置き換える又は補助対象機器等を新設する事業であること。

以上



## 公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金  
最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業(A類型)  
補助金申請に関するお問い合わせ窓口  
TEL:0570-001-290 (ナビダイヤル)  
※IP電話からのお問い合わせ TEL:042-303-4200  
<受付時間:9:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>